

名古屋市地域防災計画

— 産業災害対策計画編 —

<令和2年9月・修正案>

名古屋市防災会議

産業災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
第2章 災害応急対策計画：産業災害				
1	15	<p>第1節 危険物の保安</p> <p>第1 略</p> <p>第2 企業の自主防火管理の徹底</p> <p>関係事業所を所有し、管理し、又は占有する者は、危険物施設の位置、構造及び設備その他の維持管理並びに危険物の貯蔵、取扱いについて、危険物関係法令の定める技術上の基準に適合するよう日常的に点検を実施するとともに、随時、自主的に消火設備及び警報設備の機能点検を実施し、施設の保全に努めるものとする。</p> <p>また、定期点検が義務付けられた製造所等にあつては、その記録を保存するとともに、保安の万全を期するものとする。</p> <p>なお、施設管理者は、従業員はもとより出入りの関係業者等に対し、危険物施設区域内へ発火のおそれのある物品（マッチ、ライター類等）の持込み及び溶接の火気使用など発火源となる機械器具等の使用について、火災予防上<u>好</u>ましくない行為をしないよう厳重な管理を行うものとする。</p> <p>略</p>	<p>第1節 危険物の保安</p> <p>第1 略</p> <p>第2 企業の自主防火管理の徹底</p> <p>関係事業所を所有し、管理し、又は占有する者は、危険物施設の位置、構造及び設備その他の維持管理並びに危険物の貯蔵、取扱いについて、危険物関係法令の定める技術上の基準に適合するよう日常的に点検を実施するとともに、随時、自主的に消火設備及び警報設備の機能点検を実施し、施設の保全に努めるものとする。</p> <p>また、定期点検が義務付けられた製造所等にあつては、その記録を保存するとともに、保安の万全を期するものとする。</p> <p>なお、施設管理者は、従業員はもとより出入りの関係業者等に対し、危険物施設区域内へ発火のおそれのある物品（マッチ、ライター類等）の持込み及び溶接の火気使用など発火源となる機械器具等の使用について、火災予防上<u>望</u>ましくない行為をしないよう厳重な管理を行うものとする。</p> <p>略</p>	表記の整備
2	18	<p>第2節 防災用設備及び資機材の整備等</p> <p>第1 略</p> <p>第2 関係企業における防災用設備及び資機材の整備等</p> <p>略</p> <p>1 消火設備等</p>	<p>第2節 防災用設備及び資機材の整備等</p> <p>第1 略</p> <p>第2 関係企業における防災用設備及び資機材の整備等</p> <p>略</p> <p>1 消火設備等</p>	

産業災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1) 危険物関係法令に基づき固定式消火設備又は移動式消火設備及び器具等を設置し、定期点検並びに整備を実施するものとする。</p> <p>また、固定式消火設備については、地震等により損傷をあたえないよう可とう性の保持を図るとともに、屋外貯蔵タンクの固定消火設備が消防隊にも活用でき<u>得</u>るよう、適切な装置等の設置について配慮するものとする。</p> <p>(2) 消防用ポンプ設備は、耐震性を考慮するとともに、その動力源については、非常の場合を考慮して予備電源又は発<u>動</u>機を設置するよう配慮するものとする。</p> <p>略</p>	<p>(1) 危険物関係法令に基づき固定式消火設備又は移動式消火設備及び器具等を設置し、定期点検並びに整備を実施するものとする。</p> <p>また、固定式消火設備については、地震等により損傷をあたえないよう可とう性の保持を図るとともに、屋外貯蔵タンクの固定消火設備が消防隊にも活用でき<u>(削除)</u>るよう、適切な装置等の設置について配慮するものとする。</p> <p>(2) 消防用ポンプ設備は、耐震性を考慮するとともに、その動力源については、非常の場合を考慮して予備電源又は発<u>電</u>機を設置するよう配慮するものとする。</p> <p>略</p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p>
3	20	<p>第3節 防災教育及び訓練</p> <p>第1 略</p> <p>第2 防災訓練</p> <p>略</p> <p>1 基礎訓練</p> <p>略</p> <p>2 総合訓練</p> <p>愛知県をはじめ防災関係機関の協力のもとに、それぞれの組織を動員して図上又は現地における各種の内容を包含した総合的な防災訓練を実施し、関係各機関の防災諸活動の有機かつ効果的な運用を図るものとする。</p> <p>訓練内容は、基礎的訓練の<u>他</u>、消火、防油、避難、</p>	<p>第3節 防災教育及び訓練</p> <p>第1 略</p> <p>第2 防災訓練</p> <p>略</p> <p>1 基礎訓練</p> <p>略</p> <p>2 総合訓練</p> <p>愛知県をはじめ防災関係機関の協力のもとに、それぞれの組織を動員して図上又は現地における各種の内容を包含した総合的な防災訓練を実施し、関係各機関の防災諸活動の有機かつ効果的な運用を図るものとする。</p> <p>訓練内容は、基礎的訓練の<u>ほか</u>、消火、防油、避難、</p>	<p>表記の整備</p>

産業災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		無線通信連絡、水防、船舶救難、救急救護、警備及び 防災用資機材の輸送並びにその他災害応急対策活動 に必要とする電力の仮復旧、給食、給水等の訓練とす る。 略	無線通信連絡、水防、船舶救難、救急救護、警備及び 防災用資機材の輸送並びにその他災害応急対策活動 に必要とする電力の仮復旧、給食、給水等の訓練とす る。 略	